

評 議 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのりのの定款第八条の規定に基づき、評議員の報酬について定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、報酬として日額8,000円を支給することができる。

- 2 評議員が、業務に関連して出張した場合は、前項記載の報酬および旅費（実費）を支給する。
- 3 評議員に対する報酬の各年度の総額は192,000円を超えないものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬は現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 当月分の報酬については、翌月10日までに支払いを行う。

付 則 この規程は、平成29年6月24日より適用する